

認知症患者の鉄道事故

監督義務を負う者は？

認知症の高齢者Aが起こした鉄道事故に伴う振替輸送費等の損害を鉄道会社がAの家族らに賠償を求めた事件につき、今年の3月1日、最高裁の判断が示されましたが、その内容は一審（名古屋地裁）、二審（名古屋高裁）の判断とは異なるものでした。



一審は、Aの妻B（Bも要介護の認定を受けながらも、Aと同居しAの介護に当たっていた）の不法行為責任（民法 709 条）と、Aの長男C（CはAと別居していたものの、Cの妻がAと同居しAの介護に当たっていた）の事実上の監督義務者としての責任（同 714 条②準用）を認め、鉄道会社の請求額およそ 720 万円全額の支払いを命じました。

二審は、Bは事故当時の精神福祉法によりAの保護者の地位にあり、夫婦間の協力扶助義務（同 752 条）を負っており、Aと同居し実際に介護を行い、行動を制御できる立場にあったのであるから監督義務者（同 714 条①）としての責任を負うとしましたが、賠償額を2分の1の360万円に減額しました。Cについては長期間Aと別居しており監督することができない立場にあったため監督義務者とはいえず、Aが鉄道事故を起こすことについての具体的予見可能性がないため一般の不法行為責任を負うこともないとしてCの責任を否定しました。

賠償額を2分の1に減額した理由は、Bの経済状態、鉄道会社の規模・性質、Aの線路への進入についての鉄道会社の管理状況などを勘案し、損害の公平な分担の見地から減額するというものでした。

最高裁は、配偶者であるからといって精神福祉法や民法の協力扶助義務の規定をもって法定の監督義務者に当たるとはいえないとし、Bの具体的事情を見ると高齢（事故当時 85 歳）でありB自身も介護認定を受けており実際にAを監督できる状況にはなかったため、法定の監督義務者に準ずべき者にも当たらないとして、Bの責任を否定しました。

以上のとおり、認知症患者が起こした事故の責任については、誰が監督義務者となるか、監督義務を尽くしたか否か、一般の不法行為責任を負うかなど難しい判断が求められます。

被害者の側から見ると本件のA、B、Cのような事案では、結局、賠償責任を負う者がいないことになります。その様な場合に備え、被害者を救済する公的な制度を設けることも考えなければならないでしょう。